

平成19年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 12月7日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○次会日程の報告	39
○散会の宣告	40
散 会 (午前11時38分)	40

平成19年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年12月4日

千代田町長 襟川幸雄

1. 期 日 平成19年12月7日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 5 名)

1 番	福 田 正 司 君	2 番	小 林 正 明 君
3 番	柿 沼 英 己 君	4 番	富 岡 芳 男 君
5 番	細 田 芳 雄 君	6 番	黒 澤 兵 司 君
7 番	今 井 和 雄 君	8 番	野 村 年 男 君
9 番	大 谷 直 之 君	1 1 番	小 林 榮 一 君
1 2 番	青 木 國 生 君	1 3 番	野 中 角 次 君
1 4 番	坂 本 金 光 君	1 5 番	川 島 悦 男 君
1 6 番	小 沢 惣 一 君		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成19年第4回千代田町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年12月7日(金)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第52号 千代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定
日程第 4 議案第53号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第54号 千代田町町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第55号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第56号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第57号 千代田町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第58号 千代田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第59号 平成19年度千代田町一般会計補正予算(第3号)
日程第11 議案第60号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第12 議案第61号 平成19年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第62号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第14 議案第63号 平成19年度千代田町水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15 発議第 3号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14名)

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	12番	青木國生君
13番	野中角次君	14番	坂本金光君

15番 川 島 悦 男 君

16番 小 沢 惣 一 君

○欠席議員（1名）

11番 小 林 榮 一 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
副 町 長	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企画財政課長	川 島 賢 君
税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住民福祉課長	吉 永 勉 君
経 済 課 長	野 村 耕 一 郎 君
建設水道課長	松 沢 陽 一 君
建設水道係長	栗 原 弘 明 君
建設水道係長	塩 田 稔 君
会計管理課長	高 橋 充 幸 君
兼 会 計 課 長	
教育委員会	
教 務 局 長	

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（小沢惣一君） ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（小沢惣一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の条例の制定1件、条例の改正6件、補正予算5件、発議1件であります。請願書については、文書表のとおり福祉環境常任委員会に1件付託いたしました。陳情については、お手元に配付のとおり、地方切り捨てを許さず群馬県所在国土交通省事務所の存続を求める陳情書1件が提出されておりますので、ご報告いたします。

続いて、例月出納監査結果報告については、平成19年度9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

また、去る9月議会においてご承認いただいた議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣結果報告書のとおり2件の派遣を行いましたので、ご報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（小沢惣一君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

5番 細 田 芳 雄 君

6番 黒 澤 兵 司 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（小沢惣一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から14日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの8日間と決定いたしました。

○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第3、議案第52号 千代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） おはようございます。議案第52号 千代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法及び地方自治法施行令の改正により、長期継続契約を締結できる契約の範囲が拡大され、その内容を条例で定めることとされたことに伴いまして、関係条例を制定する必要性が生じたことから、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） それでは、議案第52号 千代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第234条の3の規定により、長期継続契約を締結できる契約は、電気、ガス、水の供給もしくは電気通信役務の提供における契約または不動産を借りる契約に限定されていたわけですが、地方自治法等が改正されまして、その政令で定める契約が加えられ、その範囲については、翌年度以降にわたり物品を借り入れまたは役務の提供における契約で、契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、契約に係る条の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものとされ、長期継続契約の対象を条例で定めることに、複数年度にわたり契約ができるとされたものでございます。

それでは、条文に従いましてご説明申し上げます。

第1条で趣旨を言っています。

第2条で規定するわけでございますけれども、第2条では、長期継続契約を締結することができる契約の規定でございまして、第1号から第4号までに掲げる契約でございます。第1号では、パソコンやサーバーなどのコンピューター機器と各種業務システムまたは電話機や庁内ネットワークを構築するための通信機器の委託契約でございます。第2号では、自動体外式除細動器、これAEDでござ

いますが、それや運営費などの委託契約でございます。第3号では、庁舎や施設等における警備保障等の委託契約でございます。第4号では、コピー機や輪転機などに係る委託契約でございます。

第3条で契約期間を規定してございまして、5年以内とするものでございます。

第4条は、委任規定でございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第52号につきまして、確認と、それから関連質問になるかもしれませんが、最初にご了解をお願いしたいと思います。

質問は、前に千代田町のソフトウェアのシステムをいわゆるリースをするということで、それについて年間契約の額であるか、総契約の額であるかが明らかにならなかったわけでありまして、その時点でいわゆる随意契約を結んでいたということでもあります。そうしますと、今度のこの条例の改正によってその点がどのように変わってくるのか、それを具体的にお聞かせを願いたいと思います。

簡単に言いますと、契約というのは、随意契約、一般競争入札、それから指名競争入札と、こういった見積もり合わせと、こういうことができるというふうになっているわけでありまして、それがいわゆる法律に基づいてやられているかどうか。その工事については、130万円以上については一般競争入札、これをやると、指名競争入札も随意契約もできるということだろうと思うのですが、その辺のところは明確になっていなくて、当局の答弁は、全体で2,000万からの総契約をリースだからということで随意契約を結んだということが、これはもう議事録で明らかであります。ですから、この点がどのようになっていたかの、そしてその辺がどのように変わるのか、お聞かせを願いたいと思います。

随意契約ができるのは、その工事の額、そういったものにかかわってくる。リースの場合には幾らぐらいが随意契約ができるのか、この点のところを当局がどのように考えているか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） この関係につきましては、各ソフトウェアについては、企業によりまして、その持ち分、持ち分によって得手、不得手の部分がございます。ですから、その選定する際には、各業者を選定いたしましてデモンストレーション、グループウェアあるいは財務会計システムというございます。そのシステムによって、そのデモンストレーションによって、個々の企業のすばら

しい点、また若干落ちる点等もございますが、町のほうで一応一定の企画書を作成いたしまして、その企画書に基づいた見積もりをしていただくというようなことで進めておるわけでございます。

ですから、一定の業者を当初から選定することなく5社なり6社の業者を選定させていただいて、その中のデモンストレーションによりまして、先ほども申し上げましたけれども、一定の千代田町に合った企画書を作成いたしまして、それによって見積もりいただくと。そんな形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 私が質問しているのは、今回の変わりとこれまでの変わりを聞いているので、要は企画書に基づいた見積もりをとって5社なり6社なりということをやっていた。これまでだって同じなのでしょう。このところがどう今回のもので変わるのか、変わらないのかという問題と、私が関連質問と言っているのは、あのときのデータシステムを頼んだのは、総額が、リース料がたしか2,000万か4,000万かだと思ったのです。そういった中で随意契約をしていったと。しかも、5社、6社ではないのです、見積もりが。もう最初から1社で決まっていたということなのです。その辺が今回の中でどう変わってくるのか、そして変わってこないのかということなのです。関連質問として聞いているのは、見積もりが幾らで、それで随意契約が幾らならできるのだと、こういうものが明らかにならなければならないでしょう、その金額。その辺を当局がどのように考えているのかということなのです。そこをお聞かせをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） この関係のシステム、あれは平成16年度だったですかね。

〔「15年」の声あり〕

○総務課長（栗原則雄君） 15年ですか。その当時は、確かに職員もこのパソコンというか情報機器につきましてはノウハウがなかったというようなことで、ある程度企業に指導を仰ぎながらやってきた過程があるかと思えます。しかし、何年かたちまして、職員のほうも非常にすばらしいレベルアップいたしまして、企業と大体対等にできるぐらいの能力をつけておりますので、そういう形の中で今度職員のペースで選定なりそういうあれができると、そんなふうになっております。

ですから、こういうお金のかかることでございますけれども、そのお金のかかった分以上に能力とどうかそういうあれを発揮しているのではないかと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） あのとときはノウハウがなかったと。要は企業者側の言いなりでやっていたということを認めたようなのですけれども、要はその時点でのきちんと随意契約なり一般競争入札であり、契約についてはきちんと金額によって、随意契約ができるもの、一般競争入札、指名競争入札が

できるというものがあつたのではないのですか。それが最近になってノウハウが上がってきたから対等に対応できるということでは、ちょっと話が私のほうもこんがらがるといいますか、そういうふうになるのです。

といいますのは、競争入札をしなければならないというのと、随意契約ができる金額とが明らかにもう決まっているわけです。そこのところを明確にさせていただいて、そして今回のいわゆる契約を締結することができる契約、この辺がどう変わってきたのかというのを私たちにわかるようにご説明を願いたいということをしているのです。

ですから、私が言っているのは、ノウハウがどうのこうのとかではなくて、もう当局は工事、入札については知っているはずなのです。企業の言いなりにならないようになっていくというふうには私は思っているのです。そこをなってきたってしまったということを今認めたということは、重大なことなのです。それで、今ここでそこがあいまいのままここで「はい、変わりましたから」、それでまたあのときに変わったではないかと言われても私も困ることなので、そこをご説明願います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） まず、企業なり業者の言いなりということではないので、その点は訂正させていただければと、そんなふう考えております。

確かに情報機器については非常に難しい問題がありますけれども、今は千代田町でも各業者の、当初申し上げましたとおり、いいところ、若干ソフト関係も落ちる点もある業者もあるかと思えますけれども、それを千代田町の企画書をつくりまして、それに合った企画に基づいて競争させる。競争させて、幾らかでも安い、廉価な業者を選定していくと。そういう形で進めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 議案第52号につきまして賛成討論をさせていただきます。

私としては、もうちょっと明確にこの長期継続契約が締結できる契約についてが、今質問しましたように、どこがどう変わってきたのかというのが明確にならなければならないと思ったわけですが、私のほうのいいほうの判断で、要は契約ができる金額、これについては随意契約ができる金額、一般競争入札というか競争入札をしなければならない契約というのはもう決まっていたということなのです。明らかになっていて、そこに対して今総務課長が答弁いたしましたのは、特殊な事情があるもの、

特許であるとか、そういうものについては要はその指名競争入札でできるという問題なのです、難しい問題については。そういう中では、同じ特許を持っている人というのはいないのです。ただし、ソフトウェアの場合には、前に1円、富士通の入札が明らかになったということでありましてけれども、安ければいいということになると、またおかしな話になってくるのです。そのところが明確にならないと、これは地方自治体、地方公共団体というところとちょっと何か違うらしいのだそうですけれども、地方自治体がきちんとそういったところを明確にしてやっていかないと、ぐちゃぐちゃになってしまうというのがこれまでの経験だと思うのです。

そういった中で、今回のこの条例改正が、そういうものをぐちゃぐちゃにするもとはではないというふうに私も判断をするということです。要は公正なちゃんと法律に基づいたその契約ができるようにそれを願って、また長期継続契約についてもいわゆる全体を、今度の条例改正によって、これまでは要は短期、例えば4年のリース契約のものを1年だけの予算をとって、それで契約は全体で契約していくと、それでリースでやるということで。その辺でそんなに大した変わりはないようなのですけれども何か大きな変わりがあるようなので、私のほうとしてはこれが悪い方向に行くのではないということで賛成討論になったということをご理解を願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 千代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第4、議案第53号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第53号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の人事院勧告に伴い、職員の勤勉手当分が0.05カ月引き上げされることによりまして、議員の期末手当におきましても同様に6月期、12月期支給分を各0.025カ月引き上げる改正でございます。

施行期日は、公布の日から施行し、平成19年12月1日から適用するものでございます。

なお、12月に支給する期末手当につきましては、6月引き上げ分を合わせて支給するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第53号につきまして質問をいたしたいと思っております。

質問は、私のほうといたしましては、現在議員でいるということでありまして、これが上がるということについてはありがたいことであるということも私もわかるわけでありましてけれども、今千代田町では財政危機突破計画という形をつくりまして、それで財政危機に対応するという中で議員の定数を減らすと、そういうことでまた議員の給与を3%減らしましたね。ということは、そういう財政危機に対応してそして減らす方向なのではないかということであったわけでありまして、その辺が、今までどんどん、どんどん減らしてきて今ここで増やすと。手当だからいいのだろうというそういうことのもあるのですけれども、その辺の感覚も含めて、なぜ今ここで上げるのか、手当を。職員と同じに上げるのだということでありまして。前々から私が申し上げましたように、職員と同じだということが、あるときは同じであるときは違ってきてしまうわけです。要は私たちは特別公務員ですから、給与についてもそれは生活保障ができる程度ということでありまして。職員の生活保障をしなければならない。高額になってくる。要は職員よりも多くなっていくその特別職、町長であるとか、副町長であるとか、こういったところも一緒にこれが値上げされるというところに私は問題があるというふうに考えているのです。要は、生活保障的な給与というものの考え方と特別職としての名誉金といいますが、そういった形での金額との違いが出てくると思うのです。そういった意味で、今回53号は議員の費用弁償に関するものを変えていくということなので、その辺がどうして千代田町に合った今の時期の値上げなのか、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 川島議員の今の質問にお答えしますが、今回の引き上げは、国の人事院勧告に伴いまして全国一斉に引き上げるわけですが、そういう千代田町が危機突破戦略であらゆる皆様方が協力をして、そういう歳出削減を図っております。そういった問題はまた改めて議会は議会で、私

たちの誠意はこういうのだと、そういうので示してもらえばいいのかなと。国の勧告には確かに従って、その後議会のあるべき姿を見せると。そういう方法のが私はいいいのではないのかなと思います。国の勧告も構わない、あれも構わないではなくて、きちんと国の勧告には従って、千代田町の姿勢としては私はこういう方向でやりたいと主張していただければと、そのように思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 国の勧告には従うということでありませぬけれども、要はその財政危機突破計画というのは、国の勧告に従ってやっていることなのかどうかということです。国がではそうしろと言っているように聞こえるわけです、私が今あれの中で聞いていると。ほかの皆さんはどうかわかりませぬけれども、そういうふうには聞こえるわけです。要は、千代田町だけがでは財政危機突破計画をやっているのかと。ほかのところも。言い方は違います。財政再建とか、財政危機突破とかいろいろ言っていますけれども、要は効率的な行政の運営ということでやるわけではないのですかということです。

私が質問しているのは、要は職員と同じだということで、便乗して特別職も上げるということについては、私はもう住民の一人としても賛成できないのだということを申し上げたいわけです。そのところをやはり住民の皆さんに説明するために、どのように明確にしていくかということが必要な行政としての立場ではないかというふうに思うわけです。それが職員と同じだから、国の勧告には逆らえとは言いませんけれども、言うことを聞いてやるけれども、一方でその裏で結局数少ない特別職、町長であるとか、副町長であるとか、教育長であるとか、こういったところのあれを上げていくというのは、これは住民の皆さん納得しないと思います。

それから、いろんな点で私に対する議員としての批判が噴出してありますが、その点については選挙において、あるいはこれまでの事実経過を報告をして、住民の皆さんにご判断を仰ぐという私のほうの決意もできましたので、あわせて町長のほうの決意をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） それは考え方の違いかと思えますけれども、要は国のほうは、国全体を網羅してこういった決断をしたと思うのです。民間より、町職員だとか、特別職においてもそれぞれ規定があってもそれより相当低い数字を出して決断していると。それはいいと思うのです。自分で公約してきちんと下げているのだからいいと思うのですけれども、その他の人に対しては、やはり国でこれくらいは上げてもいいよというような、上げてくださいというようなことで進めているにもかかわらず、それにも逆らってということはどうかなと思います。ですから、町長が高過ぎるとか、そういう問題であれば、私たちも幾らでも協力はいたしますし、お互いにそういう妥協ができれば幾らでも協力します。それはそれとして協議をしていただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 今回の人事院のプラス勧告が9年ぶりなのです。それと、県、市につい

ては各人事委員会という組織ございまして、そこで協議して国の人事院勧告との調整を図るところがあるわけですが、町村におきましてはその人事委員会もございません。やはり国の人事院勧告を基準にしないとバランス的にとれないというようなことで、ボーナス、いわゆる議員さんの場合期末手当です。そういうものを民間の賞与の支給状況等を踏まえ、それを勘案して今回の勧告になったのだということでございます。

ですから、今までが年間6月と12月合わせて4.45月を、0.05ですから年間4.5カ月にするという勧告がございましたので、あわせて今回提案をさせていただいたわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 議案第53号につきまして、原案のとおり決することには賛成できないという立場から討論を申し上げたいと思います。

ただいまの質問の中で問題点がわかりいただいたと思うのですが、改めまして申し上げさせていただきます。確かに国のほうの全体を見て、そして生活を保障するという意味での給与と、景気が回復してきて人事院勧告がプラス勧告になったというふうな、その辺が私は納得していないということを申し上げなければならないということでもあります。ですから、全体が上がって、そして本当に住民の皆さんが、今の時点で景気がよくなって、議員の給与も上げてやっていいよ、町長の給与を上げてやっていいよという状況にはないということを申し上げなければならないわけでもあります。

何度も言いますが、町長の給与あるいは議員の給与、特別職の給与とやっぱり職員の給与というのは、そのところを分けて考えなければならないという中で、議員と職員の給与というのは近いところにあるというところで違う問題であるということを申し上げたいわけですが、今ここで私が自分のほうだけは賛成して町長や副町長の値上げに反対するというわけにはいかないわけですので、そういった意味でも公平、いわゆる先ほど町長が言いましたように、全体を見てということであると、やはりこれは賛成できないということを申し上げ、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につい

て、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第5、議案第54号 千代田町町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第54号 千代田町町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員の期末手当の引き上げと同様に、町長、副町長についても引き上げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号 千代田町町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第6、議案第55号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第55号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の人事院勧告に伴う、少子化対策の推進にも配慮した扶養手当の改正、期末・勤勉手当のうち勤勉手当の改正並びに初任給を中心に若年層に限定した俸給表の改定でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） それでは、議案第55号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。お手元に新旧対照表が配付されているかと思いますが、一緒に参照していただきたいと思っております。

まず、扶養手当の改正でございます。配偶者を除く扶養親族たる子、父母等の扶養手当を一律6,500円とするものでございます。現状では、配偶者を扶養している場合には、1人につき6,000円、共稼ぎ等で配偶者を扶養にとっていない場合には1人については6,500円となっております。それを一律6,500円とするものでございます。

次に、勤勉手当の改正でございますが、6月、12月に支給する期末・勤勉手当のうち勤勉手当について、各0.025カ月引き上げる改正でございます。

次に、別表第3条の改正でございますが、提案理由にもございましたように、初任給を中心に若年層に限定した俸給表の改正でございます。高卒の初任給で1,700円、短大卒で1,900円、大卒で2,000円の引き上げとなります。

また、参考に申し上げますと、本町では大卒で入職11年目程度の職員で200円の引き上げとなり、それ以降の職員については据え置きとなります。

改正によりまして、高卒の初任給につきましては「14万2,800円」が「14万4,500円」、短大卒につきましては「15万3,800円」が「15万5,700円」、大卒が「17万200円」が「17万2,200円」に改正されるものでございます。

附則で、扶養手当、給料の改定につきましては、平成19年4月1日から、勤勉手当につきましては平成19年12月1日適用となるものでございます。

以上詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいた

します。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第55号につきまして、関連質問も含めて質問をしたいと思います。

まず第1に、この質問は、要は職員については、先ほどの説明のように人事院勧告がアップをしたということで、それに従ってアップをさせるということであろうと思いますけれども、そういった中で6月分については、特別職は12月に上乘せをするということに対して職員についてはこの6月分について12月に上乘せをされるのかどうか。この辺を確認をさせていただきたいということであります。

それから、いわゆる今回の改正によって据え置きされる人と、それから値上げをされる人の千代田町内での割合はどのようになっているのか。差し引き、どの程度の、いわゆる職員にとっての利益と、それから町内全体の中での効率的な金額の問題という意味でどのような利益といえますか、この辺があるのかをお聞かせを願いたい。

それから、関連質問といたしましては、いわゆるラスパイレス指数、これがこの改正によってどうなるかという問題ではないということなので関連質問になるわけではありますが、平成19年ですか、18年ですか、最新の県内のラスパイレス指数、千代田の指数と県内での順位をお聞かせを願いたいと思います。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） まず、勤勉手当の関係ですけれども、職員の場合も、12月のボーナスは基準日が12月1日でございますから、特別職と同じように12月1日適用になります。それで、6月についてはもう支給が従前の割合で支給してございますので、6月分についても一応12月に上乘せして支給するというところでございます。

それと、この人事院の勧告によりまして若年層が、職員が現在114名いるわけです。そのうち33人、割合にしますと28.9%、ですから大体3割の方が恩恵を受けると、残りの7割については据え置きというようなことでございます。

それとラスパイレスの関係ですが、これにつきましては、まだ19年度のほうははっきりしませんけれども、18年度ですが、17年度に比べて若干上がりまして、群馬県の平均よりはまだ低いのですけれども、国が100にしてうちの91ぐらいだったです。だから、17年度はまだ合併をしない町村等もございまして、順番もそのときは下から3番ぐらいだったです。18が若干上がりまして、5番か6番ぐらいになっているかと思うのですけれども、はっきりした数字が手元にないものですから申しわけございませんけれども、18年度のラスパイレスにつきましては91ということで、郡内では明和町さんよ

り若干よくなっております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ラスパイレス指数について91が千代田だということで、群馬県平均はどのくらいなのか。

それから、全国平均はどのくらいなのか。これは出ていると思うので、お聞かせを願いたいと思います、18年度でいいですから。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 手元に詳細資料がございませんので、後ほど報告させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第7、議案第56号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第56号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、さきにご決定いただきました、議員、町長、副町長と同様に期末手当について引き上げる改正でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第56号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。
よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第8、議案第57号 千代田町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。
町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第57号 千代田町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係する千代田町立学校設置条例第2条及び別表のうち、学校の種類の並び順について、幼稚園を最初に規定するものです。

学校教育法等の一部改正では、幼稚園について、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして位置づけし、並び順を小学校の前に定めております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案57号につきまして質問させていただきます。

学校教育法の改正により公布されたことにより、小学校、中学校の順位の中に幼稚園を第1位に持ってくるということで、別にこれで問題はないかなというふうに思うわけでありますけれども、確認のため質問させていただきます。

要は、小学校、中学校につきましては、義務教育という形で日本の法律の中では明確にされているわけであります。そういった中で幼稚園につきましては、この間義務教育という形から外されていたと思うのですが、このところが今回の公布された、いわゆる法律と条例との関係、そういった中での役割はどのようにあるのか。そして、わざわざ幼稚園というものを最初に持ってきたということについてどういうメリットがあるのか。簡単に言いますと、幼稚園をその義務教育の方向に持っていこうという意思があるのかどうか、この辺をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長より説明申し上げましたとおり、学校教育法等の一部改正では、幼稚園について義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして位置づけしたわけで、学校の並び順が幼稚園、一番最初に来たわけです。それに伴いまして千代田町立学校設置条例の一部を改正する条例を今回提出したわけです。

それから、幼稚園の義務教育化ですけれども、これは国において議論するところでありまして、この場では控えさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） それでは、国のほうで義務教育の方向については考えているから答弁を控えるというのは、相当おかしな話。では、何のためにこの条例を変えるのですか。そこが、先ほど私が聞いている大もとです。今回、教育基本法の改正によっていろいろ教育会議がどのような方向でやられるのかというのが大問題なのです。

今、千代田町で私と大谷議員が教育に介入をしたということで非常に問題になっているわけでありますけれども、要は何が教育に介入なのかということです。どういうことが教育に介入なのかということなのです。これは、今言ったような答弁の範囲で考えると、これが義務教育の方向というのは出ないまでも、まだこれ出ていないということなのです。でしょう、国の方は結論が。そのこのところも確認も含めてですが。それでいて一方、教育の介入が権力によってできるというのが、今度の教育基本法の改正によって明らかになったわけです。それに対して今回の千代田町の教育介入問題は、それと同じかのように議会の議員が質問したこと、あるいは言ったことが何か教育介入かのように言って

いるわけです。問題は、なぜそういうことになったかということなのです。義務教育であれば教育は無償するということが幼稚園までいけば、これは千代田町の幼稚園の授業料といいますが、これ無料にする方向になるわけです。それでいて一方で、今度は幼稚園がこの法律あるいは条例の中へ入ってきたから幼稚園の教育についても教育介入排除の対象になると、こういう論法になるわけです。また、逆に言うと、権力が教育介入できる範囲を広めていくというこういう方向にもなるのではないかというのが私の質問の趣旨なのです。そのところをどのように考えているのか。それで、あえて聞かせていただきますが、今事務局長が答弁したような状況であるならば、何のために条例を改正するのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） お答えいたします。

先ほど国のほうで議論というふうに申し上げましたが、幼稚園を義務教育化するかどうかは国全体で議論する大きな問題ですので、そう申し上げたわけです。

それから、今回の条例の一部改正ですが、もととなる学校教育法等の一部改正されたことに伴いまして改正するものですので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） だから、いつもそういうふうに答弁すればいいのです、答弁拒否しないで。要は差し控えるというのは、もう答弁拒否なのです。私が今2回目に質問したのは、では何のためにというのは、要はどういうメリットが千代田町にとってあるのかという。千代田町の条例をつくるのですから、千代田町の幼稚園にとって、また千代田町の教育委員会、千代田町行政にとってどういうメリット、住民にとってどういうメリットがあるのか、明確にご答弁ください。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） お答えいたします。

先ほどから申し上げましているとおり、もととなる学校教育法等の一部改正が行われましたので、それに合わせて一部改正するものですので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） これもまた賛成討論しなければならないということでございまして、私のほうとしましては、この幼稚園をこういった形で順位を上げてくるということについては悪いことではないということで賛成をするわけでありますが、一方やはり国のほうの議論の中で、やはり幼稚園も

義務教育化するべきであるという立場の側の意見を大きくしていくという意味で賛成をしたいと思
います。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 千代田町立学校設置条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛
成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第9、議案第58号 千代田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の
一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第58号 千代田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正
する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町財政危機突破計画に基づく行政改革への取り組みとして、千代田町農業委員会の
決定を受けて、農業委員の選挙による定数を、現在17名のところ次回の選挙（平成20年7月）より3
名削減し14名とするものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 千代田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時06分）

再 開 （午前10時20分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第10、議案第59号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第59号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,563万7,000円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,775万9,000円とするものでございます。

補正予算の概要についてご説明申し上げます。歳入では、地方交付税に2,000万円を追加いたします。これは、安倍政権のときに打ち出した「頑張る地方応援プログラム」という新しい事業がございまして、その申請をいたしましたので、追加として見込まれる分について補正するものでございます。また、国・県支出金は、それぞれの事業の増減に合わせて補正いたしました。

町債につきましては、県との協議が終わりましたので、額を確定するものであります。

次に、歳出について申し上げます。主な経費といたしましては、総合事務組合負担金を初めとして、国民健康保険・介護保険・下水道の各特別会計繰出金のほか、利根加用水地区排水路改修事業の負担金などを追加いたしました。

詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください

ますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第59号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

それでは、歳入歳出予算補正の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明いたしますので、補正予算書の8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。9款1項1目地方交付税のうち特別交付税を2,000万円追加いたします。これにつきましては先ほど町長から説明がありましたが、「頑張る地方応援プログラム」ということで総務省が今年度からスタートした新しい制度でありまして、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することによりまして、魅力ある地方に生まれ変わるよう地方独自のプログラムをみずから考えることで、前向きに取り組む地方自治体に対し特別交付税の支援措置を講じる制度でございます。

次に、13款1項1目民生費国庫負担金につきましては、広域保育園保育実施負担金を追加するとともに、児童手当負担金について増減補正するものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。10ページ、11ページになります。中段になりますが、14款1項1目民生費県負担金につきましては、国庫負担金に準じた県負担金の補正であります。

次に、下段になりますが、14款2項4目農林水産業費県補助金を200万7,000円減額いたします。これにつきましては、次のページになりますけれども、一番上のところですが、小規模土地改良事業費補助金が減額になったことが主な原因であります。

19款4項2目雑入につきましては、東西小学校の学童保育所が使っている電気料と水道料につきまして当初予算に計上してございましたので、新たに追加するものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。14ページ、15ページになります。次に、20款町債につきましては、臨時財政対策債を530万円、消防債を40万円減額するものであります。

16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費では、総合事務組合退職手当負担金を755万円追加いたします。2目広報広聴費では、「広報ちよだ」の印刷代を追加いたします。

18ページ、19ページをお開き願います。10目自治振興費につきましては、群馬県地域コミュニティ支援事業補助金ということで、赤岩2区が事業主体となり、荻野吟子顕彰碑事業として敷石及び看板やベンチを設置したもので、100%県の補助となっております。その補助金を計上してございます。

大きくページをめくっていただきたいと思います。22ページ、23ページになります。3款民生費、1項1目社会福祉総務費に151万7,000円追加いたします。主な支出は、国民健康保険事業特別会計繰出金であります。同じく3目高齢者福祉費に161万6,000円追加いたしますが、これは介護保険事業特別会計繰出金であります。

ページをめくっていただきたいと思います。24ページ、25ページになります。2項2目児童措置費

に児童手当支給事業としまして130万円を追加いたします。同じく4目児童福祉施設費の広域入所児童保育実施委託料として135万2,000円を追加いたします。

また、大きくページをめくっていただきたいと思います。28ページ、29ページになります。6款農林水産業費、1項5目農地費の小規模土地改良事業を593万円減額いたします。これは、当初設計が変更になったための減額であります。

7款商工費、1項3目中小企業制度融資費に207万4,000円追加いたしますが、これは融資事業への町補てん金として追加するものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。30ページ、31ページになります。8款土木費、2項6目用悪水路費につきましては、利根加用水地区排水路改修事業負担金としまして、大泉町から本町の中島地区にかかる排水路改修工事であり、事業主体である大泉町への負担金200万円を追加するものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。32ページ、33ページになります。4項4目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰出金646万8,000円を追加いたします。

大きくページをめくっていただきたいと思います。40ページ、41ページになります。10款教育費、6項3目総合体育館・温水プール費につきましては、温水プールの施設管理事業としまして、塩素滅菌機補修工事費162万8,000円を追加いたします。5目運動場管理費につきましては、サッカー場施設整備事業としまして、芝生サッカー場に目土を入れる工事費171万2,000円を追加するものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。42ページ、43ページになります。最後に予備費を846万1,000円更正減しまして、収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第59号につきまして2点質問をしたいと思います。

まず第1は、地方交付税の2,000万円特別交付税ということで、地方独自のプログラムをつくることによって、特別交付税として2,000万円が交付が確定したということだろうと思うのですが、このプログラムについてはもう既にできているのかどうか、その公表はするのかどうか、何をプログラムをつくったのか、お聞かせを願いたいと思います。

簡単に言いますと、前のからくり時計のようなわけのわからん交付税になるのかどうか。交付金といますか、こういうものになるのかどうか、お聞かせを願いたい。何に使ってもいいということでそういうことが出てくるかなというふうに勘ぐってしまうと。私も人が悪いかなというふうには思う

わけですけれども。

それから、もう一方、逆に今度は15ページの臨時財政対策債530万円の減額ということで金額は少ないわけではありますが、皆さんも既にご存じのように臨時財政対策債というのは、交付税に匹敵するという第2の交付税であるというような形で全額保障を後で交付税に算入をするということで、今のところ地方にとっては有利になるかのようなその臨時財政対策債ではありますが、これが530万円ですけれども減るということ、減らすということと、いわゆるその理由。減らすのか、国のほうが認めなかったのかどうか、この辺のところをまずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

まず初めに、特別交付税の2,000万円の追加につきまして「頑張る地方応援プログラム」、どんなことをやっているのか、あるいは公表するのかということでございます。これにつきましては、先ほど申しましたように地方が独自に魅力ある行政を行うと、自分たちで考えて自分たちで新しいことをしていくと、そういったことに特別交付税を手当てしてくれると、そういうことでございます。千代田町につきましては、もう既に財政危機突破計画策定以降十分独自に町の魅力ある事業を実施してきております。

そこで、今回6つの事業についてまとめまして国のほうへ申請してございます。1つ目は地域経営改革プロジェクト、主に財政危機突破計画とか、例規集のデータベース化とか、電算関係の事業について頑張っておりますよと。

2つ目が少子化対策のプロジェクトです。ご存じのように、福祉医療費の小学校卒業、あるいは入院については中学校卒業まで事業を拡大して対応しているということを初めとして、不妊治療であるとか、妊婦検診であるとか、予防接種であるとか、学童保育所の開設であるとか、チャイルドシートだとかいろいろなことを頑張っており努力してきております。そういった事業。

3つ目は安心・安全なまちづくりプロジェクトということで、これも防犯灯あるいは防犯パトロール、緊急通報装置とか、AEDとか、いろいろなことを実施しております。

4番目が環境保全プロジェクトということで、エコちよだの推進であるとか、ごみの減量化、資源ごみの回収、不法投棄の防止事業等やっております。

5番目が教育支援プロジェクトということで、マイタウンティーチャーの設置、障害児の補助教員の設置、ALTの設置、心の教室相談員の設置等行っております。

最後に、6つ目が健康づくりプロジェクトということで、これは健康づくりあるいは健康相談、国保のヘルスアップ事業等実施しております。

こういったものを総括でまとめまして、総務省のほうへ申請をしたと。これにつきましては平成19年度から3年間、特別交付税で認められれば追加をしてくれると。上限がございまして、幾らお金を使っているやっても上限で3,000万と。しかも、交付税でいただく場合には、財政力によっていた

だけの額が変わってくるわけです。上限3,000万ですけれども、千代田町につきましては財政力が0.8を超えておりますので、その場合は75%見てくれるということです。よって、2,200万程度となるわけですが、とりあえず2,000万ということで予算計上、追加計上したわけです。

ちなみに、群馬県では38市町村ございますが、36の市町村で申請しております。そして、12月交付でいただけるという話でございますが、一応今回特別交付税12月分の交付決定額を見ますと、前年同期と比べまして2,100万増えておりますので、大体そのぐらい入っているのかなという状況でございます。

続きまして、臨時財政対策債についてですが、これにつきましては、交付税の財源が不足する分につきましては国と地方で借金をするということでございます。よって、交付税が減れば当然借金も減るわけでございます。今回その額が確定したということで臨時財政対策債が減額になったということをご理解いただきたいと思います。

それと、「頑張る地方応援プログラム」の公表についてですが、現在、もう1カ月ぐらいになるでしょうか、町のホームページのほうに掲載してございますので、後でご覧になっていただければと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 2,000万円が特別交付税で交付をされて、530万円臨時対債が、その辺が今の答弁ですとあいまいなのですけれども、認められなかったというふうに。町は臨時対債について、要は大もとの530万ですか、それを入れた額を申請したのだと思うのです。ということはそれなりに根拠があるわけですね、ルール算定の交付税と同じように。そのところがちょっと私は理解できないのですけれども、要は国のほうが2,000万そっちは出して、臨時対債は逆に言うと借りさせないということなのだろうと思うのですが、その辺どのような分析をしているのかお聞かせを願いたいわけです。

だから、差し引き1,500万ですか、これだけ町にとっては有利かのように判断もできないこともないということですね。しかし、問題は、それで問題が解決するのかどうかということなのです。逆に言うと、その臨時財政対策債にすること自体も問題があるというふうに私は考えているわけです。しかし、今の時点では臨時対債というのが町にとって有利であろうというのが、千代田町の、特に財政課長の判断はそういうことだったと思うのです。その辺のところなぜ今ここへ来てそういうふうに町が独自に減らそうとするのか、それとも国が絶対に認めないというふうになったのか、それとも大もとのいわゆる最初の交付税及び臨時対債のもととなる数字が違ってきたのか、その点を明らかにお願いをしたい。町が申請した額です。国がいわゆるこれだけしかなかったからこれだけしか出せないよという両方で借りるのだということなのですから、その辺のところもう少し詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 臨財債につきましては、以前は国が借金をしてそれを普通交付税という形で地方に配っていたわけです。国がもう大変になってしまいましたので、半分地方が肩がわりしてくださいよと、借金してくださいよと。その変わりそれは後で普通交付税の中でルール分として入れてまた見てあげますよと、そういうものでありますので、特に意図的に増減できるものではないです。これは県と協議してもう額が決まってしまうものですから、決まった額に沿って増減の補正をしたと。単にそれだけのことです。

それから、「頑張る地方応援プログラム」につきましては、先ほど町長が提案理由の中で申しあげましたけれども、安倍政権のときにそういう地方頑張ってもらいたい。そういう政策的な意図で特別交付税で手当てしますよと言って新たに打ち出したものですから、臨財債の減額とかそういったものとは関係ございません。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうしますと、臨財債につきましては、町から見ても有利であるというふうには考えていないのかどうか。その辺、根本的に三位一体の改革の中でいろいろな数字のごろ合わせといいますか、そういったものがあつたと思うのですけれども、要は最初の見積もりの中で千代田町が計算をした交付税のルール算定と臨時財政対策債の金額、これについては地方の数字がもとで臨時財政対策債も交付税も大体出せるようになっていないのですか。それに対して国がこれは認められませんよという形になった額なのではないかというのを聞いているのです。最初から要は平成19年の予算をつくる時の大もとがあるわけでしょう。この前お見せしましたように当局はすべてそういうことを細かく計算してやっているはずなのです。だから、地方の側からこれだけ減らすのですよというふうに出したのを認めないというふうになったのか、地方は何とかこれだけは認めてもらえるのではないかというふうに出した数字だったのだと思うのです。そのことを530万円認めなかったというふうにとっていいのかどうかお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 認めたとか、認めないとか、減らされたとかそういう問題ではございません。臨財債を予算計上する場合、当初は県のほうの指導といいますか、データ提供を受けまして概算で計上するわけです。そして、年度が始まりまして普通交付税が確定してきます。そういうことで全体が確定した中で、では臨時財政対策債は幾らですと、幾ら借りてくださいと、そういう話になるわけですので、駆け引きで増えとか、あるいは減らされてしまうとかそういう問題ではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第59号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第11、議案第60号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第60号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に993万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億4,131万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、全額国庫補助で実施を予定いたしました、国保ヘルスアップ事業の採択基準の変更による減額及び一般被保険者の療養費並びに高額療養費の増加に伴う追加等によるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

7ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、3款1項1目療養給付費等負担金に340万円追加をいたします。一般療養費及び高額療養費の増加によるものでございます。

3款2項1目財政調整交付金を572万1,000円減額いたします。全額国庫補助事業として実施を予定

いたしました、ヘルスアップ事業の補助基準が変更となりまして、上限が200万円とされたために減額を行うものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、過年度分に組み替えを行うものでございます。

5款2項2目財政調整交付金に1,090万円追加いたします。交付金の内示が出ましたので、差額を追加するものでございます。

7款1項1目利子及び配当金に44円追加します。財政調整基金の利子でございます。

9ページをご覧ください。8款1項1目一般会計繰入金に131万3,000円追加します。職員給与費及び事務費の繰り入れでございます。

11ページをご覧ください。歳出でございます。1款1項1目一般管理費に131万3,000円追加いたします。職員人件費につきましては、人事院勧告に伴う追加でございます。一般経費につきましては、従来から実施しております住民検診が制度改正によりまして、平成20年4月から特定検診保健指導というふうになり各保険者ごとに実施をするようになりますので、この周知用パンフレットの購入経費23万7,000円、同じく制度改正に伴いまして、70歳から74歳までの方に交付をしております高齢受給者証の保険者番号が変わり、また65歳から74歳までの退職者にはマル退という記号が入った保険証を交付しておりますが、これが一般扱いとなることから新保険証を作成しなければなりませんので、これの作成業務委託料58万8,000円追加をするものでございます。また、保険証発送経費26万1,000円を追加いたします。

それから、特定検診保健指導を開始することによりまして、国保連合会と保健センター間でデータのやりとりが必要となりますので、パソコン本体につきましては国保連合会のほうから貸与されますが、通信回線の接続につきましては町が行うことになっておりますので、通信回線用の接続器15万9,000円が主なるものでございます。

次の2款1項1目退職被保険者等療養給付費につきましては、財源構成でございます。

3目一般被保険者療養費に80万円追加をいたします。療養費につきましては、コルセット、マッサージ等の費用でございますが、昨年度は月平均給付額が約44万円程度でございましたが、本年度になりましてこれまでの月平均給付額は56万円となっておりますので、今後不足が予想されますことから追加をするものでございます。

13ページをご覧ください。2款2項1目一般被保険者高額療養費に1,000万円追加をいたします。高額療養費につきましても、昨年度月平均給付額が400万円程度でございましたが、今年度になりましてこれまで月平均給付額が530万円程度となっておりますので、やはり不足することが予想されますので、追加をするものでございます。

6款1項1目保健衛生普及費を572万円減額いたします。国保ヘルスアップ事業につきましては、歳入でも申し上げましたが、全額国庫補助事業で行うものでございまして、助成限度額が、対象者100人未満につきましては800万円ということで771万7,000円の予算措置を行いまして実施を予定しました

が、今年度になりまして助成要領の見直しが行われ、対象者50人以上100人未満が350万円、50人未満が200万円となります。本町の対象者につきましては30人おりまして、限度額が200万円となりましたので、減額をするものでございます。

9款1項1目一般被保険者保険税還付金に20万円追加をいたします。社会保険加入等による保険税の還付でありまして、これまで56件分155万4,110円ほど支出しておりまして、残額がないことから、今後も発生することが予想されますので、追加をするものでございます。

最後に、10款予備費ですが、歳入歳出の調整額を追加をいたすものでございます。

以上簡単であります。詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第12、議案第61号 平成19年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第61号 平成19年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,766万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億8,749万

7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、地域密着型介護サービス及び介護予防サービス利用者の増加による給付費等の追加及び過年度分の介護予防事業において精算返還金が生じたので、追加するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 介護保険特別会計補正予算2号につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳入ですが、7ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。3款1項1目の介護給付費負担金に288万円、3款2項の国庫補助金に調整交付金、地域支援事業交付金合わせまして222万9,000円、4款1項支払基金交付金に942万円、5款1項県負担金に180万円それぞれ追加をいたします。いずれも地域密着型介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の増加による追加でございます。また、過年度分につきましては、補正予算1号で追加交付額と返還額を相殺して計上してしまったことから、改めて追加交付される額を国庫補助金が193万3,000円、支払基金交付金が467万7,000円追加するものでございます。

次のページをご覧ください。5款3項県補助金ですが、1目地域支援事業交付金の介護予防事業分に11万2,000円追加いたします。特定高齢者を対象に自立支援サービスセンターに委託し実施しております事業の参加者増による事業費の追加でございます。2目地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業分ですが、38万9,000円減額いたします。

次の7款1項一般会計繰入金ですが、161万6,000円追加します。こちらも国・県補助金同様地域密着型介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の増加による追加及び包括的支援事業、任意事業費の減額によるものでございます。

次に、12ページをご覧ください。歳出でございます。1款総務費の一般管理費に1万6,000円追加をいたします。人事院勧告に伴う人件費の不足分であります。

次の2款1項3目地域密着型サービス給付費ですが、現在13名の利用者がありますが、給付費に不足が生じますので、900万円追加をするものでございます。

2款2項1目介護予防サービス給付費ですが、現在40名の利用者がありますが、給付費にやはり不足が生じますので、540万円追加をいたします。

4款1項1目介護予防費ですが、昨年度、特定高齢者といたしましてリストアップされた方が31名で、このうち事業参加者が11名でございましたが、今年度は20名程度の参加ではないかを見込みまして予算措置を行いました。結果として特定高齢者であるとリストアップされた方が247名で、うち事業参加者が新規67名、昨年度からの継続2名ということになりましたので、給付費に不足が生じま

すので、90万円追加をするものでございます。

13ページをご覧ください。4款2項1目包括的支援・任意事業を184万8,000円減額いたします。職員の人件費につきましては、人事院勧告に伴う人件費の不足分の追加でございます。包括的支援事業・任意事業につきましては、当初看護職の臨時1名を予定をいたしました但、応募者がございませんでしたので、パート職員となったことから、賃金の組み替えを行うものでございます。また、任意事業として外部に委託し実施を予定しました転倒予防等の事業ができませんだったので、業務委託料を記載のとおり減額するものでございます。

次に、6款1項1目償還金に661万1,000円追加いたします。補正予算1号で追加補正を行いました但、この際追加交付される額と返還額を相殺して計上してしまいましたので、修正を行うものでございます。

最後に、15ページをご覧くださいと思ひますが、7款1項1目予備費でございますが、収支の均衡を図るために214万1,000円更正減するものでございます。

以上簡単でございますが、詳細説明にかえさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号 平成19年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第13、議案第62号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第62号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ636万8,000円を追加し、2億2,962万8,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、一般会計繰入金が増額と町債確定による減額であり、歳出につきましては、人事院勧告による職員人件費の追加及び管渠整備費の追加でございます。

詳細につきましては、建設水道課下水道係長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課下水道係長、松沢陽一君。

○建設水道課下水道係長（松沢陽一君） 失礼いたします。下水道事業特別会計補正予算の詳細につきましてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計予算事項別明細書4ページをお願いいたします。まず、歳入関係でございますが、第5款の繰入金でございます。一般会計繰入金646万8,000円を追加するものでございます。内容につきましては、人事院勧告による職員手当の増額、管渠整備費の増額により、追加となるものでございます。

次に、第8款町債でございますが、平成19年度事業の起債額が確定いたしましたので、10万円を減額するものでございます。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。歳出関係でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費3万6,000円を増額するもので、歳入でも触れましたが、人事院勧告による職員人件費の増額に伴うものでございます。

次に、第2款事業費、第1項公共下水道費、第1目管渠整備費でございますが、633万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、設計委託料を465万2,000円、工事請負費を168万円を追加するものでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第62号につきまして、1点だけ確認のため質問をさせていただきます。

管渠整備費につきまして、設計委託料は465万2,000円で工事費が168万円ということで、これは補

正額の中の内訳というふうになるのか、補正前の額ですね。いわゆる1億1,800万の中の設計委託料が落ちていたということなのか、そこの辺の内訳をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 下水道係長、松沢陽一君。

○建設水道課下水道係長（松沢陽一君） 失礼いたします。

ただいまのご質問でございますが、設計委託料につきましては、来年工事のものを前年設計というのが原則でございますので、今回上程いたしましたので、よろしく願いいたします。

工事請負費の168万円につきましては、こちらは設計場所と工事場所は違うものでございます。よろしくご理解お願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 来年やる工事のところの設計委託料を本年度で補正をしるということでもいいかどうか。ということは、1億1,800万の中の落ちていった額ではないということでもいいのですね。その分の事業費の設計委託料ではないということでもいいのですね。

○議長（小沢惣一君） 下水道係長、松沢陽一君。

○建設水道課下水道係長（松沢陽一君） 失礼いたします。

こちらに計上いたしましたものは、新たに追加するものでございます。

よろしく願いします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 議案第62号につきまして、原案のとおりには決することに賛成できないという立場から討論を申し上げたいと思います。

まず、今質問をしまして明らかになったことは、要は本年度予算の中で予算措置をしておったのが足りなくなったから設計委託料を追加するというものではないということが明らかになりました。しかも、来年度の事業の分の本年度の予算で追加をするというのについては問題があるというふうに申し上げなければならない。

以上申し上げて、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長(小沢惣一君) 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小沢惣一君) 日程第14、議案第63号 平成19年度千代田町水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(小沢惣一君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長(襟川幸雄君)登壇]

○町長(襟川幸雄君) 議案第63号 平成19年度千代田町水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の収益的支出の予定額の総額に20万4,000円を追加し、2億5,375万3,000円とするものであります。

補正内容につきましては、人事院勧告による職員人件費の増額に伴う追加でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(小沢惣一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沢惣一君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沢惣一君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第63号 平成19年度千代田町水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(小沢惣一君) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第15、発議第3号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 発議第3号、提案理由。

発議第3号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

道路は、言うまでもなく国民生活の向上、活力ある国土の形成、災害時における緊急輸送、緊急医療などすべての社会活動に不可欠で、最も基本的な社会資本であり、本来目的税である道路特定財源制度は、その整備のために極めて大きな役割を果たしております。過疎化、少子高齢化が急速に進行する現在、人口の定住や地域社会の活性化を図り、さらなる発展を期す上で道路の整備をなお一層必要としている地域は少なくなく、また医療施設等へのアクセスや災害時の代替交通路の整備など安全で災害に強い道路の確保が急務の課題となっております。

本町においては自動車交通への依存度は極めて高く、住民からは足利 邑楽 行田線の交通渋滞箇所の改修に向けた整備が要望され、現在整備中であります。また、埼玉、群馬を結ぶ利根川新橋の建設に向けた国への要望等も行中、早期実現が待たれるところであります。

国においては、道路特定財源の一般財源化についての見直しを進めています。もともと自主財源の少ない町村の財政事情はますます厳しさを増すことが予想される中、地方はまだまだ道路整備を推進しなければならない状況にあります。

このような状況を踏まえ、本意見書を採択し、関係機関に提出をしようとするものであります。

なお、本件につきましては、県町村議会議長会においても要望書が関係機関に提出されています。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 道路特定財源の一般財源化反対に関することについて、私は一般財源化賛成

の立場から質問をさせていただきます。

まず第1に、この意見書を提出する中で、中期的な道路整備中期計画の策定に当たっては、各町村の意見を尊重し、地域の実情を踏まえた事業を効率的かつ効果的に実施することができるような計画とする。2、立ちおけている地域の道路整備を促進するため、道路特定財源を一般財源化することなく、十分に確保し、地方への配分割合を大幅に引き上げることとありますが、この中には、要はこの意見書の中の自己矛盾があるわけであります。この点についてご質問を申し上げます。

まず、何が自己矛盾かといいますと、その中期的な道路整備、こういったものを計画をするに当たって、市町村の意見を十分に聞くことは当然のことなのです。そして、その立ちおけている地域の道路整備を促進するために今やっている道路特定財源を一般財源化しなくても、地方道路に財源を配分することが、大きな今この問題になっているこれが、今問題の地方と都市との格差をなくすための最大の課題なのです。要は、そのところをごまかして一般財源化にするなど、こういうようなほうに言っている、ここに矛盾があるということをおし上げなければならぬわけであります。

問題は、地方に自主財源が少ないのだからということでの道路特定財源を配分をしようという言い方をしているわけです。だけれども、今言いましたように、道路特定財源の中でも地方と都市との格差をなくす方向で使う。これが今の道路事情を解決する最大のことなのです。それをあえて一般財源化に反対をすれば、その地方に配分が増えるかのように言う。ここにごまかしがあると。これを私は見過ごすわけにはいかないと思うわけであります。

そして、もう一つ問題は、一般財源と特定財源との違いをどこに求めるかということなのです。一般財源であれば、それは道路でなくてもできるということなのです。ほかの施策にも財源を使うことができるわけです。ところが、この道路特定財源だから一般財源化してはいけないということになると、そういった一般財源に対する金が少なくなるということなのです。

今国のほうで議論になっているのは、要は余ったら一般財源化しましょうということなのですけれども、もう余る計画つくらないのです。そうすると、余る計画をつくるかつからないかというのは国のほうの考え方ですけれども、それを地方が認めなさい、こういうふう意見書を出しているではないかというふうになって、一般財源化は間違いだというふうに言う。こういう方向になるというのが、この意見書を出させる目的なのです。私は、そこまでもうはっきりしてきたと。この間ずっとやってきたわけですが、まさにその道路整備が都市に偏っていた、あるいは高規格道路に偏っていたことが、地方の道路が整備がおくれてきたというのがこの問題の第1なのです。その問題に対して逆方向の意見書を出せというふうには私はとらざるを得ないというわけなのです。その点についてどのように考えているか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 提出者、黒澤兵司君。

[6 番（黒澤兵司君）登壇]

○6 番（黒澤兵司君） 川島議員の質問にお答えいたします。

これは委員会の総意でありまして、私の意見としては言いづらいのであります。私的な意見といたしまして、群馬県知事が本年度東毛地区から出まして、現在仕掛かりの状態なのが北関東道、太田まで伊勢崎市から来るといふ非常にハイピッチで北関東道が進められています。我が千代田町近辺で見ますと、354、これが邑楽郡内を今工事中。大分先が見えてきたという現状でもあります。また、もう一つには国道122、昭和橋が片側できまして、もう少しで354まで行けると。そんなような目安が出てきた中で、非常にこの千代田町の位置づけも大分変わってくるのではないかと、こんなふうに思っているわけでございます。

また、一般財源化というお話が議員のほうから出ています。また一方では、今大変ガソリンが高騰しております。そういうものを勘案しますと、過疎では経済停滞になやむ地方、これは道路建設の要望が非常に強い。道路建設に使われないのなら、税率を本則に戻すのが筋というふうなお話も伺っています。目的税を別の目的に使う、本末転倒の考えではないかというふうに私は思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 目的税を別の目的に使うことは本末転倒だということで、ここで意見が分かってきましたけれども、要は私の質問は、北関東道あるいは354、昭和橋、122号、こういうところに期待をしているということですよ。皆さん方はこれに十分促進を図っていただきたいということなのだろうと思うのです。これに対して私が質問しているのは、こういう皆さんが期待をしているような、北関東道はちょっと高規格道路になるかもしれないのですけれども、354であるとか、昭和橋であるとか122号、こういったところに特定財源のまんまでも配分を多くするということはできるのです。ということは、やらないでいて、先ほど言いましたけれども、余らさないようにするために地方には配分しないで都市に配分をしているというのが現実なのです。ですから、地方の昭和橋はおくれているでしょう、354の工事はおくれているでしょう、ここに問題があるのだということを言っているのです。それで、今私が言っているのは、目的税の配分の仕方と言っているのです。この意見書というのは、目的税を一般財源化するなというこっちが本目的なのです。ここにごまかしがあるということを行わなければならないわけですが、要はその一般財源化をすることによって、国民、千代田町の住民が利益になるかどうかということです。特定財源のまんまで置いておいても、地方への配分をもっと多くすることが十分求められている。それがまたできないまでも、どんどん特定財源が増えてきて、それで計画そのものがまた都市に集中する計画をやれよということになったら大変なことになるのだということを申し上げたい。

それで、要は期待がどこにあるのか。こういう意見書を出してどういう利益があるか、メリットがあるか、この点まで明らかにしたかどうかお聞かせを願いたい。議論をしたのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 提出者、黒澤兵司君。

[6 番（黒澤兵司君）登壇]

○6 番（黒澤兵司君） お答えいたします。

委員会では、将来を見据えた中での考え方だと思います。これも時が過ぎないと結果は出ない。しかし、やることに對してみんな一生懸命に努力していると、こういうふうに思いますので、この件に関しましては一致した意見でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 3回もやりますので、余りしつこくやっても仕方ありませんが。

それでは、要はそういう期待だけでこの意見書を出すということで意思統一されたということではないのですね。

○議長（小沢惣一君） 提出者、黒澤兵司君。

[6 番（黒澤兵司君）登壇]

○6 番（黒澤兵司君） 期待だけではございません。この国を思う、また県を思う、地方を発展させるために、我々はそういう期待ではなくて努力するつもりでございますので、ご理解いただきたい。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出について、原案どおり各関係機関に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） これで本日の日程は議了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから13日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、13日まで休会いたします。

なお、10日月曜日、総務文教常任委員会は午前9時より、11日火曜日、福祉環境常任委員会は午前9時より、12日水曜日、経済建設常任委員会は午前9時より、それぞれ全員協議会室において開催いたしますので、よろしくご願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午前11時38分）

第 8 日 12月14日(金曜日)

○議事日程	4 1
○出席議員	4 1
○欠席議員	4 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 2
○職務のため出席した者の職氏名	4 2
開 議 (午前 8時59分)	4 3
○開議の宣告	4 3
○諸般の報告	4 3
○一般質問	4 3
小 林 正 明 君	4 3
川 島 悦 男 君	4 7
○日程の追加	5 1
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○委員長報告	5 5
○議員派遣の件	5 6
○閉会中の継続調査の申し出	5 6
○動議の提出	5 7
○日程の追加	5 7
○川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案	5 7
○町長あいさつ	6 1
○閉会の宣告	6 2
閉 会 (午前10時40分)	6 2

平成19年第4回千代田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年12月14日(金)午前9時開議

(その1)

日程第1 一般質問

(その2)

日程第2 発議第4号 千代田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第3 委員長報告 平成19年 請願第1号

全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査の申し出

(その3)

日程第6 川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14名)

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	5番	細田芳雄君
6番	黒澤兵司君	7番	今井和雄君
8番	野村年男君	9番	大谷直之君
11番	小林榮一君	12番	青木國生君
13番	野中角次君	14番	坂本金光君
15番	川島悦男君	16番	小沢惣一君

○欠席議員(1名)

4番 富岡芳男君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
副町長	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民福祉課長	吉永勉君
経済課長	野村耕一郎君
建設水道係課長 （下水道係）	松沢陽一君
建設水道係課長 （上水道係）	栗原弘明君
会計管理課長 （兼会計課）	塩田稔君
教育委員会 （兼事務局）会長	高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田島重廣
書記	関口富佐子
書記	宗川正樹

開 議 （午前 8時59分）

○開議の宣告

○議長（小沢惣一君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（小沢惣一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

陳情については、お手元に配付のとおり「障害者自立支援対策の充実を求める陳情」1件が提出されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○一般質問

○議長（小沢惣一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

初めに、2番、小林正明君の登壇を許可いたします。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。2番の小林正明でございます。

携帯電話ネットトラブルとネットいじめの現状とその対策について。昨今、携帯電話のインターネット機能を悪用してその情報をサイトに掲載、また迷惑メールを送信するなど悪質な行為が増加しております。電子掲示板を使ったいじめや出会い系サイトに接続して犯罪に巻き込まれるなどの事件が発生しております。インターネットを使った犯罪は悪質化、陰湿化しており、社会問題となっていることは周知の事実でございます。小中学生の子供たちが被害に遭わないため、また加害者にならないため、どのような対策を考えているのかお尋ねいたします。

- 1、中学校におけるネットトラブルの現状といじめの把握について。
- 2、子供のネット被害対策について。
- 3、子供たちや父兄への携帯電話利用についての教育、指導について。

以上であります。ご答弁のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） 議員のご質問にお答えいたします。

ネットトラブルの現状といじめの把握についてというご質問がございましたけれども、千代田中ではこの11月に情報モラルのアンケート調査を実施をいたしまして、その結果、約半数の生徒が携帯電話を所持しているということでした。その使用目的は、電話を使うということは37%、メールが47%、音楽が32%という結果が出ていますけれども、今、学校内における携帯電話の所持については授業の問題や生活面から現在禁止をさせていただいております。

ネットによるいじめの把握については、アンケートでも中傷メールや掲示板への書き込みなどの回答がわずかにございましたけれども、ただこの数字が正確か否かということも含めて、こういう匿名性の高いいじめの実態を正確に把握するというのは極めて難しいものであると感じています。したがって、あらゆる機会に生徒の一人一人に対してネットいじめの卑劣さを説明する、また情報モラルの遵守等理解を求めているところでございます。

2問目の子供のネット被害対策については、子供をネット被害から守る方法の1つとして、有害サイトの閲覧を制限をしていくというフィルタリングサービスの利用を子供と父兄、保護者にも呼びかけているところでございます。

子供たちは、興味本位やゲーム感覚で危険な有害サイトにアクセスをすることを防ぐためにも、引き続き指導を徹底をしてみたいと思っています。

最後の子供と保護者に対する携帯利用についての教育、指導という問題でございますけれども、千代田中学校ではコンピューターの学習や学活等の時間を使いまして、情報モラルの指導を行っておりますけれども、その一方で保護者向けに学校長だよりを通して啓発を行っているところでございます。

インターネット社会の影が生み出す犯罪から子供たちを守るために、今後とも十分に注意をしてみたいと考えているところでございます。今後ともご指導いただきたい思います。

終わります。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 答弁ありがとうございました。

群馬県においては、皆さんご承知のことと存じ上げますが、17年度に県子どもセーフネットインストラクター養成ということで、正確な数、何名の方がそのセーフネットインストラクターになったのか、私、今現在数値は持ち合わせておりませんが、この方たちが、いわゆる学校といいますか、自治体といいますか、そういったところへ出向きまして出前講座をやっていらっしゃる。ぜひ千代田においても、こういった問題というのは、先ほど教育長の答弁の中にあつたわけですが、非常に見えにくい。そして、また大人が気がつかないときに往々にして非常な難解な状況に陥っているということが考えられます。まずは、携帯電話はただの電話ではないと。インターネットとつながっている。しかも、それが持ち運びできると。家のパソコンであれば、何がしかの時間、そこについていれば、家族の監視の目もあるわけですが、ぜひ、そういうことで携帯電話のその使用方法について子供たちと話し合うとか、いろんな方法考えられると思うのですが、特に実態を知る、それから先ほどご答弁の中

にもありましたけれども、フィルタリング機能をつけるとか、そういったものをもっともっとやらなく
てはいけない、そんなふうに思います。

それで、話を少し戻しまして、その県子どもセーフネットインストラクターの、ぜひそういった教
育の場を我が町内においても導入図っていただけるような考えあるのか改めて質問させていただきます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

ご指摘をいただきました県のそのインストラクターの利用については、私もちょっと何かで耳に
したことございますけれども、これから事務局と相談をしながら活用方法を考えていきたいと思っ
ております。

それから、基本的に今の状況というのは、携帯電話のインターネットを含めて通信アイテムの日進
月歩に法の整備が追いついていかないということが大きな要因になっているのだろうと思っていま
す。ただ、余りにもそれ表面的な理論でございまして、幾ら法で固めた整備をしても、必ず法をすり
抜けて使う人間は、法を犯す人間は出てくるわけですから、法だけでそれを改善をできるというふう
には考えてはおりません。問題は、少し時間はかかりますけれども、根本的な解決をしていくために
は、やはり子供だけを変えていこうとするのではなくて、大人自身が変わっていく必要があるのでは
ないかと思っています。大人が変われば子供が変わるという話もございますけれども、大人がインタ
ーネットを活用して、いろんな活用をしていながら、子供にそれをするなということがあろうし、
大人の背中を子供は見ているわけですから、大人自身が変わっていく方法を社会教育の部分も含
めて検討してまいりたいと思っています

1つの例を挙げれば、今のように国を挙げて子供の学力、学力と騒ぎ過ぎることも大きな要因にな
っているのだろうと思っています。人と人、子供と子供を比較することだけが私は真の教育ではない
と思っています。ナンバーワンを目指す教育ではなくて、私はオンリーワンを目指す教育をしていき
たいと思っていますし、私たち大人の目が、私たち大人の考え方がそういう方向性に向くだけで子供
は大きく変わってくるとしています。

先ほどお話にありましたように、インストラクターの活用であるとか、道徳やその他の時間を通し
て、そのインターネットの活用の方法、あるいは物事の善悪の判断、そういったものをこれからきち
んと子供たちと相談をしていく。子供たちと同じ目線で話し合っていくということがやっぱり必要で
はないかと思っています。今後ともひとつご指導いただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 群馬県においては、そのインターネットを活用したネットトラブルやネット

いじめについての現状をどのように把握しているかということに対しての対応として、先般広報群馬のコピーを私今見ているわけなのですが、そのうちの1つに、県警や群馬大学と密接に連携をとり、中学校の生徒指導、担当教員など対象とした携帯インターネットの実態や被害などについて研修の開催をしている、そのようなことが書いてございます。また、いろいろ書いてあるわけですが、県少年課と連携して作成した教員用指導資料、群馬県中学校非行防止プログラムの中でも携帯電話の正しい使い方等を取り上げ、中学生にこの問題の深刻さを理解させるなどの指導に取り組んでいると書いてございます。

日本においては、携帯電話の使用というのが事実上インターネット機能付きの携帯電話を使いこなすと言えば格好いいことなのですが、ある意味では青少年がそれをやみのサイトといいますか、いろいろなサイトにつながってしまって膨大な料金を請求されるとか、あるいは悲劇的な犯罪に巻き込まれる、性犯罪等も含めて、そういった重大な事件に巻き込まれる。私たちというか、我が国においては、大人の指導や監視が十分でなく、子供がインターネット機能付きの携帯電話を自由に持つ世界でもまれな国であると、ドイツあるいは韓国等々のパネリストの話も聞いております。いずれにしましても、そういった重大な問題が私たち、私自身もそうかもしれません。なかなか理解しがたいところで起きてしまっている、あるいは起きようとしている。何としても千代田の子供たちが小中学生に限定するだけではないですけれども、この子供たちがそういった重大な犯罪に巻き込まれないように、ぜひ学校側といいますか、父兄といいますか、あるいはお声かけていただければ、議員なんかもそういう形でいろんな形のその社会の監視の目といいますか、そういったことで活動できればなと思う次第でございます。

もう一度、教育長の答弁をお願いします。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

確かにおっしゃるとおり、今の日本の現状が携帯電話の使い方を子供にきちんと教えずに与えているという状況があるわけです。ただ、だからといって携帯電話を子供から全く取り上げることは、今の社会でできるかどうか、それが大きな問題なのです。学校に携帯電話を持ってきてはいけないということになっていますから、持ってきてはいないと思います。ですから、学校以外のところで携帯電話を持ち、また使って、通信に使い、あるいはメールに使い、いろんな使い方をしているわけですが、家庭と学校と緊密な連絡をとりながら、子供がどういう使い方をしているか、保護者の協力が必要です。ところが、保護者のほうも、自分の子供がどういう使い方をしているか全く把握していない。親には使い方がわからない部分がいっぱいあるわけです、子供のほうは熟知していますけれども。従って、親と連絡をとりたいと思っても、親のほうは中身がわからないから、学校としても把握のできない部分があるわけです。従って、どうしたらいいかということになるわけですが、

やはり子供の道徳観念、やってはいけないこととやっていいこと、使い方を間違うととんでもないことに、犯罪に巻き込まれる。先ほどおっしゃったようなことも含めて、きちんと学校の中で、学校の中で学校ができることはやっていきたいと思っています。それは、学校長だよりの中にもきちんと明記をされているとおりです。地道な活動を続けていく方法しかないわけですが、そういう方向性を続けていながら、やはり大人社会をきちんと変えていく、構築をしていく必要があると思っています。大人がやりたいことはやって、子供にやるなどと言っても、子供は言うことを聞かないと思います、今の社会では。大人自身が、やっぱり自分の背中で子供にそれを示していくしか根本的な解決はできないと思っています。ぜひ今後ともご指導いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 以上で、2番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、15番、川島悦男君の登壇を許可いたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 発言通告に基づきまして一般質問を行います。

その項目は、社会保障と国保及び介護保険についてということでございます。国民健康保険では、交付をしていない期間でもさかのぼって税金を取られると、こういう状況が今あるわけでありまして。そうした中で、介護保険につきましては、いわゆる介護保険の減額申請と申しますが、その世帯によって、所得によってその減額をする申請をできるというふうになっているわけでありまして、その申請をした属する日からしかその減額を適用しないというのが今明らかになってまいりました。これは、実際に私のところで入手しました資料によりますと、平成19年の9月の12日にその世帯分離をして、そして11月の7日にその申請をしたということでありまして。それに対する決定通知は、平成19年の11月1日から適用するということでありまして。したがって、これは、法律的には申請をした日の属する月からというふうになるかと思いますが、この点での、その法律的な根拠をお聞かせ願いたいと思います。

そして、問題は、前回質問いたしました社会保障の原則、この点について、答弁では相互扶助であると言えるというふうに答弁をしているわけでありまして。しかし、その一方で、相互扶助であるということに対して、言えるというふうには言っておりますが、私が質問をいたしました社会保障というのは一般財源で行う、こういう原則があるのではないかと。この原則、これが違うのだというふうには言っていない、ここのところが大問題なのだというふうに私は考えております。

改めて質問をいたしますが、ここは一般財源で社会保障を行う、そういうことが原則なのではないか、相互扶助ということが、これは言えないということはないと思います。ここに当局がどのように考えるかが重要な点があると思います。地方自治法では、要は住民の皆さんにどのようにサービスをするかということで、その法律が決められているわけでありまして。そして、その法律を住民の皆さんの利益の立場に立って優先をして判断をしていくというのが町当局の立場であり、町長の立場である

ということであります。しかし、残念ながら今申し上げましたように、本当に住民の立場から考えて利益を守るという住民サービスを優先をする政治だというふうに言えるかどうかという点では非常に疑問があるということで、このような質問をしているわけでありまして。要は、その国民健康保険も介護保険も、その目的税、こういうふうになっております。しかし、国民健康保険というのは、社会保障を原則とするというふうになっております。残念ながら介護保険は、相互扶助であるということが国の法律の中の根底にあるということなのです。この点については、この間も皆さんに訴えてまいりましたが、ここは残念ながらということなのです。介護保険も、これは介護も社会保障として相互扶助だけでなく、社会保障として原則を貫くことが必要なことだということを私は主張するものであります。そうした意味で、一般財源で保障する、そのべき国民健康保険、これが国保証を発行していない期間まで遡及をして徴収をする、そういう行政が行われてる。一方で、相互扶助だからということで、法律的にどの点を持ち出すか私もわかりませんが、まだ今のところ調べてありません。介護保険のほうについては、先ほど言いました申請をした日の属する月からしか出さないということは本末転倒ではないかというふうに私は考えるわけでありまして。町長は、どのように考えるかお聞かせを願いたいと思います。

1 回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

議員もよく法的根拠はと申しておりますが、法律につきましては熟知されているのではないかと思います。あえて申し上げますと、国民健康保険の遡及適用については、国民健康保険法第7条で資格取得の時期を、また第9条で届け出等についての世帯主の義務を規定しておりまして、被保険者に属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項を市町村に届けなければならないとしております。

また、介護保険の負担限度額の認定につきましては、介護保険法施行規則の第83条の6で、特定入所者の負担限度額にかかわる市町村の認定による規定とされており、要介護被保険者の申請主義となっております。したがって、どちらの事務処理も法に規定されております。

次に、社会保障の一般財源で保障することが原則と考えるのは、間違っているかということですが、そのご質問ですが、議会がどのように、議員ですか、川島議員がどのように考えようと構いませんが、国民健康保険並びに介護保険につきましては、法に基づき給付費総額に対する国、県、市町村等の負担割合を規定し、不足する額を被保険者が保険料として負担することになっていることは議員もご承知のことと思います。したがって、一部の人と言うことだけを言っても、国民の義務を全うしない人もおりますが、医者にかかっている人、かかっていない人、また介護サービスを受けていない人、あるいは受けている人とも保険料納めていただいておりますので、私といたしましては相互扶助制度

であると言っても過言ではないと申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 国民健康保険では、いわゆる遡及課税をしているということは、私も最近になってわかったということはお恥ずかしい話ですが、その辺が非常に今問題になっているかなというふうに思います。

問題は、そのところが、いわゆる社会保障というのは、先ほど言いましたけれども、一般財源でやっていくというのが原則だというふうに私は考えているわけです。そういう中で、その相互扶助でもあるということはあるということもわかります。だから、要は、そういうふうに私が社会保障というのが一般財源でやるという原則があるのではないかというふうに聞いていることに対して、私が間違いだと言っているのかどうか、このところを明確にさせていただきたいのです。そうでなければ、この、先ほど法に基づきいろいろやっている。確かに法に基づき、町長ですから、やれるのです。国民の義務、これについても守らなければならないのです。そして、国民が守らなければならないと同時に役場も守らなければならないのです。町長は、要はこの遡及課税の原因について、どこにあったか、これをちゃんと知っているのかどうか、ちょっと疑問があります。要は、国民の義務のほかに役場の義務は何があるか。国民健康保険証、これはすべてに交付しなければならないという。そのところを、交付、今問題になっているのは、その日にち、その9条ですか、7条ですか、わかりませんが、その届け出がおくれたということによって遡及課税をしたわけです。そうすると、その時点で国民健康保険証というのは交付していない。この交付する義務を町長は怠っているのではないかと、私はこのところが疑問なのです。その点をどう考えているのかお聞かせ願いたい。それで法律を守ってきたということですか。

国民の義務を全うしていない人もいます。個人が義務を怠る問題と、町当局という大組織、行政というこの組織が義務を怠るということは根本的に違うことなのです。このところが明確になっていない限り、この千代田町の行政は住民のためにならない、このように私は確信しているわけです。したがって、町長がこの義務をどのように果たしてきたかお聞かせ願いたい。

そして、この国民健康保険については、地方税法という、これの法律に基づいてやっているのです。今の答弁でいくと、介護保険の減額申請については施行規則です。施行規則と条例、法律の順位関係。憲法があって、法律があって、条例があって、そして規則があるのです。しかも、施行規則というのは、更にまた規則の下にあるのではないのですか、この点のところをどのように考えているのかお聞かせを願いたい。要は、憲法では住民の皆さんに町当局、行政、国、千代田町が法律を駆使してサービスをしていくと、この原則に立つか立たないかということが今重要になっているということでございます。町長のその今の認識がどのようになっているかお聞かせを願いたい。あえて言わせていただきますけれども、私の考えが間違いだと堂々と言えるものかどうかお願いをします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員は、遡及適用については議員を8期30年もやっても知らなかったということで、大変残念で、今までは何をやってきたのかなと、そんなふうに思っております。これは、国民健康保険法という法律7条について述べてあるわけございまして、六法全書を開けばすぐにわかることでございます。個人を守るかどうかということでございまして、あくまでもこの保険に対しては義務でございます。税金の義務は、それで国民が成り立っているということでございまして、当然その義務を果たしていただく、その都度その人に対しての税収の問題だとか所得の問題だとか一応検討して町のほうでは、この人は払うべき人だということで請求をしているということでございます。したがって、この届け出等におかれましても法律の9条で定められておりますので、ご理解がなかったのでは非常に残念だと、そのように思っております。

また、介護保険の負担限度額の認定でございますが、これにおかれましても特定の入所者の負担限度額にかかわる問題については市町村で認定をしております。しかしながら、介護保険施行令規則の第83条の6でもそういった特定入所者の負担限度額は定められているわけございまして、そういった問題を町が何か間違った請求をしているというふうなことでございまして、町も専門的に国の指導あるいは県の指導に基づきまして、法律に基づきまして進めておりますので、町のほうは決して間違いがないと、こんなふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） いろいろ法律にちゃんとのっとってやっていると、そういうことであります。しかし、それでは、先ほど言いましたけれども、国民健康保険法第1条で、国民健康保険は社会保障であるということを明確にしていることについてどのように考えるのかお聞かせを願いたいと思っております。要は、そこところが法律を守るということはどういうことなのだとすることを私は聞きたいわけでありまして。何かどうも私のほうがいろいろ義務を怠っていると、こういうような形での答弁かなという一方で、先ほどのその義務を、その交付をする義務、これについてはどのように考えているかという点が明らかになっていない。何か私のほうが先に手挙げてしまったので、福祉課長が答えられなかったのかなというふうな気もしますので、改めてその辺もお聞かせを願いたい。それによって、いろいろな今後の対応も考えていきたいということを申し上げるものであります。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

確かに国民健康保険法の第1条では、社会保障というふうにはございまして、一方では地方税法で保険税を課すことができると、このようになっておりますので、相互扶助、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、医者にかかっていない人でもかかっている人でも同様に税が課せられておりますので、相互扶助と言っても過言ではないと思っております。

また、遡及の関係も法のほうできちんと決められておりまして、世帯主の届け出の義務、これらも

うたわれております。行政といたしましては、社会をやめた、やめないというのは届け出をされないと把握ができない部分がございますので、多分議員のお宅の遡及につきましても届け出をされなかったためにそのような結果になったのではないかと思います。

また、先ほど介護保険の限度額の認定の関係で、規則でというふうな話でございますが、これは介護保険法の施行規則でございますので、町の規則より上位のものでございます。そちらできちっと決められておりますので、あくまで申請主義と、こういうものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 以上で、15番、川島悦男君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2から日程第5までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時36分）

再 開 （午前 9時37分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第2、発議第4号 千代田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、大谷直之君。

〔9番（大谷直之君）登壇〕

○9番（大谷直之君） 発議第4号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

皆様、ご承知のとおり平成12年地方分権推進一括法が施行され、その後小泉内閣のときに三位一体

の改革、国から地方への補助金の削減、地方交付税の見直し、税源を国から地方への移譲、これらの3つの改革をまとめて実行することになりました。国の840兆円という膨大な借金を何とか立て直しはできないものか、そのような時代に突入したわけであります。この時代の流れをかんがみ、どこの自治体でも、すべてではありませんが、ハード事業からソフト事業への転換を図ったのです。本町におかれましても財政危機突破計画に基づき、町長、副町長、教育長も報酬大幅カット、職員も等級を抑えることになりました。このような背景もあり、どこの自治体でも議員定数の削減が叫ばれ、またこの時期合併問題も重なり、自主独立を歩む自治体では特に議員定数の削減が提案されました。自分たちの町は自分たちの力で自主運営をやっていかなければならない時代を迎えたわけですから、このような時代の流れを踏まえ、私たち議員は町民の幸せを考え、今まで以上に汗をかく必要があるという思いから、議会改革特別委員会では何度も会議を開催し、意見交換を重ね、多くの議員の皆様の賛同をいただき、定数16名を平成17年12月12日、14名に削減を決定したわけですが、もう2名の削減を今回提案し、12名とするものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、提出者に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 発議第4号について質問を行いたいと思います。

発議ということで、通常ですれば千代田町の議会の議員の少数といたしますが、こういった人たちがこの多数の意見というものを調整をするために、その議案を提出をして議論をするというのが本式かというふうに思う中で、私を除く、また私と議長を除いて賛成多数、賛成者がすべてということで、私が何を質問をしても、これはもう決まり切ったことだというふうにはわかっておりますが、あえて質問をさせていただきます。

1つは、やはり何といたっても現在は16人の条例の中でやられているわけであります。それを今度の選挙から14人にすることが条例が決まっているのですよね。しかも、この皆さん方が14人がいいか、12人がいいかということで議論をしてきたわけです。そういう中で14人ということが大多数だったわけです。これが今度12名にしたいというふうに変わってきたわけです。これについては多数の皆さんの意見だから、これは仕方ないというふうにはなるかと思えます。しかし、皆さん対外的に、客観的に見て考えてください。千代田町の行政は、議会がいろいろな点で一たん議決したものを、14名ということで議決をして、それをまだ一回も選挙をやらずに12名にするということは対外的にもこれは恥ずかしいことだというふうに私は考えて質問をしているわけであります。その点、提出者はどのように考えているかお聞かせをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 提出者、大谷直之君。

[9 番 (大谷直之君) 登壇]

○9 番 (大谷直之君) 川島議員の質問にお答えいたします。

一たん14人に決めて、どうしてまた一回も選挙やらないうちに12名にするのか、この決まったことというのは、先ほど私が申し上げましたとおり、時代の流れ、どういうふうに自治体がやっていかななくてはならないかということで、私たちは議会改革特別委員会の中で何度も何度も意見を交換しながら、やはり時代の流れに即応した形で汗をかく必要があるのではないかという、そういうみんなの総意がこんなに多くの賛同者を得たというふうに私は考えております。皆さんが私の提言していることを理解したと、そういうふうに私は考えております。

以上です。

○議長 (小沢惣一君) 15番、川島悦男君。

○15番 (川島悦男君) 私が質問したのは、要はその流れとして減らす方向なのだということについてはわかるわけです。要は、なぜ、では同じ会期中でわざわざ2回やらなければならないかという点について、大谷さんがそういうふうに最初から12名を主張してきたということについてはわかるわけです。それについて、この間14名と12名ということで、その議論をして、一たん12名が少数というふうになったわけです。その時点では、大谷さんの側のその考え方というのは少数だったわけです。それが多数になったのだというふうにはわかるわけですが、その点について、要はそういうふうに主張する根拠と実際にそれを行うものが今後、皆さんもおわかりのようにこれだけの支持者の皆さんが来ているわけですから、その大谷さんの主張というのはもうわかっているわけです。しかし、それは、あえて世間に対して千代田町というものが、恥をさらす、そういうもをつくるというふうに私は考えているわけです。その点について、今後それなりに選挙戦で頑張っていこうということであって、これをやろうとしたというふうにもわかりませんが、しかしそれは自分で自分の今後の政策といえますか、これをおとしめるものだというふうに私は考えるのですが、その辺もう一度お願いします。

○議長 (小沢惣一君) 提出者、大谷直之君。

[9 番 (大谷直之君) 登壇]

○9 番 (大谷直之君) お答えいたします。

14名から12名に一度決まったことが、またこれで減らすということが恥ずかしいことだと川島議員はおっしゃいましたけれども、私は恥ずかしいことだとは一つも思っておりません。これは、周りのどこの自治体見ても、そういうことで千代田町がおかしいなんて思う人はほとんど私はいないと思っています。なぜならば、時代の流れというのがどういうことかというのを川島議員はもう少し把握していただきたいと思います。840兆円の財政赤字というのは、もう日本は世界の先進国で前はいいほうだったのだけれども、もう下がってきてしまったわけです。そういう中で、実際に大きなこの財政赤字をどうするかという問題を国が抱えて、国が抱えているということは地方も同じなのです。そういう中で合併の問題とか、この財政赤字をどうしたかいいかということで三位一体の改革まで進んだ

わけです。そういうことを踏まえれば、地方は自主独立でやっていかななくてはならないときに、定数が多いほうが民意が図れるという考えも確かにありますけれども、でも多ければいいという問題ではなくて、その中身の問題なのです。少数でも一生懸命やる、議員の職責を全うして行財政に厳しいチェックをすとか、そういうことの一生涯全うできる人たちがそろえば、人数は減らしたところで別にいっぱいいたからというので、何も言わないで賛成べえしているようなところでやってれば困るわけで、私はそういう意味で4人減らせるということは大変な金額なのです。四四、十六、1,600万、そのくらいの税金も助かるわけです。そういう中で、それが高齢者福祉に対する使い方も移譲できるし、少子化対策にもお金持っていける、そういうふうに町民の幸せのためにそれが使えるわけです。多くの人が賛同したということは、そういうことだと思っております。ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 多ければいいというものではないのだということですが、では少なければいいのかどうかということです。大谷議員のほうが言っているのは、少なれば少ないほうがいいのだというふうにもとれるわけです。大谷さんも私もいろいろな点で議員定数について視察に行きまして、大谷議員も一緒に行ったわけですが、16から10名に減らしたところがあるわけです。それについては、私もちょっと向こうの人に対しまして質問しましたところ、非常に議会の権能といえますか、これがおとめられているというか、そういう感じで見えてきたわけです。行った人、大方の人がそのように言っていたというふうにするのです。ということは、要は、その自治体ではそれでいいのだよということで、その町民の皆さんに議会議員がそれで議決をしたということなのです。10名になったことが結果的に、客観的にアウトサイダーで見た場合にやる中、私がアウトサイダーで見ていて、それが私だけがそういうふうにしたのかどうか分かりませんが、要はちょっとおかしい議会かなと。要は、町長が一生懸命あそこではやっていて、町長の力というのが非常に強くて、そういう感じを受けるわけです。議会は、町長の、いわゆる推進の援助役といえますか、そういうものが強く感じられたわけです。そこで、もう特徴的なことは、要は町長が住民の意向を酌んで、そしていろいろ行政をやっていくという、こういういいところがあるから、それでまだ住民に支持をされている部分というのはあると思うのです。しかし、それが一たんだんだん町長なり議員の中で、そういうものがあっちいけほいになっていった場合には、やはりなぜ、ではそんなに減らしたのだという、そういう問題が起こってくるのではないかと、そういうふうに私は今後の千代田町の政治史上の中で、そういうふうに見られる心配があるというふうを考えるわけです。そういった意味で、その12人が適正であるというふう考えた根拠をお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 提出者、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

南箕輪村のことを指しているのですよね。私も10名になったということに対して、いろいろな資料見て違和感は少し持ちました。ですが、千代田町の場合と比べまして人数も違います。1万6,000人ぐらいの人口だったか、1万4,000人ですか、だったと思うのですけれども、そういう中で16名を10人に減らして、急に減らしたわけですけれども、千代田町では約1万2,000人です。それで12名ということで、向こう、比較の対象からすると南箕輪村のほうが圧倒的に人口が多い中で急に減らしたわけです。圧倒的といっても2,000人ですか。でも、そういう中で、私が少なくしさえすればいいのだという考えで決して言っているわけではありません。ちょうどその1万2,000人で12人ぐらいのいいのかなという考えを自分で持ったわけなのですけれども、よそのことの話をするのはどうかと思うので、私は独立の自主でやって、自立して独立でやっていくということに対して、そのぐらいの人数のいいのではないかという考えを持っていたわけです。ですから、川島議員が先ほどおっしゃいました、私が町長選に出馬するのに、そういう考えでは不利なんかなるのではないのかというような心配していただきましたけれども、私は全く逆だと思っているのです。大体多くの町民も10人ぐらいがいいのではないかということも確かに望んでいるのです。それで、やっぱり少ないといっても、確かに10人にするとか、8人にするとかということではなくて、12人ということでちょうど適切ではないのかなという考えのもとに話したわけです。根拠というのは、そうですね、それが根拠だと考えてください。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 千代田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

○委員長報告

○議長（小沢惣一君） 日程第3、委員長報告、平成19年請願第1号についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより福祉環境常任委員長の報告を求めます。

福祉環境常任委員長、柿沼英己君。

[3 番 (柿沼英己君) 登壇]

○ 3 番 (柿沼英己君) 請願審査報告書。本委員会に付託の請願を審査した結果、千代田町会議規則第94条第 1 項の規定により報告いたします。

平成19年第 1 号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書につき当委員会で審査しました結果、不採択すべきものと決定いたしました。

意見として、願意適当と認められないため、全会一致で不採択となりました。

以上でございます。

○議長 (小沢惣一君) 説明が終わりましたので、本件について福祉環境常任委員長に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 (小沢惣一君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 (小沢惣一君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員会報告は不採択であります。平成19年請願第 1 号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書を採用することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長 (小沢惣一君) 挙手少数であります。

よって、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書は不採択と決定しました。

○議員派遣の件

○議長 (小沢惣一君) 日程第 4、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1 件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 (小沢惣一君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣を行うことに決定しました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長 (小沢惣一君) 日程第 5、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○動議の提出

○議長（小沢惣一君） 以上で、今定例会に付議されました案件は……

[「議長、動議」「賛成」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ただいま動議が出ました。

8番、野村年男君。

○8番（野村年男君） 動議の理由としまして、川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案を提出いたします。

○議長（小沢惣一君） ただいま野村議員からの動議が提出されましたけれども、賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（小沢惣一君） 賛成多数でございますので、動議は成立いたしました。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） お諮りします。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案

○議長（小沢惣一君） 日程第6、川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案についてを議題

といたします。

川島議員、退席願います。

[15番（川島悦男君）退場]

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

8番、野村年男君。

[8番（野村年男君）登壇]

○8番（野村年男君） 川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案。提案理由、川島総務常任委員長が、国民健康保険税の滞納により差し押さえ処分を受けたことは、広く町民の知るところであり、議会への信頼を著しく失墜させるだけではなく、国民健康保険制度そのものへ悪影響が懸念されています。

まして総務常任委員会は、税の収納率の向上、税の滞納整理などの審査事項を所管とする委員会であり、その委員長が滞納により差し押さえされたことは、国民の義務として苦しい家計の中をやりくりして納税をしていただいている町民皆さんに顔向けのできないところであります。

しかも事実発覚後も理屈をこねて責任を転嫁し、委員長の席に居座り続けることは、正に厚顔無恥な振る舞いであり、議会として見過ごすことはできません。

議会の良識を住民皆様に示し、失われた信頼を回復するために、あえてここに川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案を提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、提出者に対して質疑を許します。

質疑ありませんか。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 賛同者に大谷議員、黒澤議員、坂本議員、名前がありませんけれども、問い合わせ、賛同得るような努力をしたのかどうか聞きたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 提出者、野村年男君。

[8番（野村年男君）登壇]

○8番（野村年男君） 提案理由の中で賛同者の名前を申し上げなかったことに対して深くおわび申し上げます。

ここであえて賛同者のお名前を申し上げます。賛同者、千代田町議会議員、青木國生、以下、細田芳雄、柿沼英己、富岡芳男、小林正明、福田正司の賛同者をいただいております。柿沼議員のおかれましたが、ほかの方の賛同者のお名前はなかったので、働きかけをしたかどうかということですが、何名の方からかは賛同していただけるという確信はいただいております。全員ということは聞いておりませんが、ほかの何名の方かはいただいておりますので、あしからず、お願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を集結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） ただいま出されました動議で発議となって、川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案に対しまして賛成の立場から討論申し上げます。

あえてこの賛成ということ、反対のない中、討論反対なかったわけですけれども、この賛同者が全員でなかったということに大変私は寂しい思いというか、これ町民に申しわけないなという感じでいっぱいです。なぜならば、ここに提案理由で提出者が挙げたとおりでございまして、先ほど、しかもその本人である方がこれに関連したような一般質問を聞いていますと、この提案理由の中にも書いてあるけれども、へ理屈なのです、これを払っていなかったということは。こういう中で、先日総務委員会が開かれたときも、私は総務委員会の中で発議として出る前に総務委員の方全員で委員長にやめてもらえば何とか済むのではないかと総務委員会の中で働きかけはいたしました。でも、これは、本人の考えであって、委員長やめる必要も議員やめる必要もないということでした。それは、本人はそういうふうに思っているかもしれないけれども、皆さんは町民から選ばれてここ、議会議員に出ている人たちは税に対する、滞納して差し押さえられてしまったということ、この重大なことを議員として、この賛同議員として名の挙がっていない人は認めていないのかなと。これ大変なことです。自治体は、こういう人がへ理屈で払いたくないから、払わないということを認めていたら、千代田町はもちろん、国だってやっていけなくなってしまう。そういうことで、町側はその税に対する金額、私は個人情報でそういうことは聞いていませんが、何年間、幾ら求めたかはわかりませんが、きちんと税に基づいて算出したものに対して、払わず、何の責任もとらずやっていってしまうということは、千代田町の住民に大変申しわけないということでここへ出したのだと提出者は思います。そういった意味から、この賛同者にならなかった方々にもぜひ全員でこの議員辞職勧告案に賛成をいただくようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 13番、野中角次君。

[13番（野中角次君）登壇]

○13番（野中角次君） 川島総務常任委員長に対する議員辞職の勧告決議案ですか、これについてただいま細田君から名前が載っていない人にも協力してくれというような話がありました。別に名前は出さなくも、賛成をするときにはする、悪いと思えば賛成はしないということで、私はあえて名前は出しません。従って、賛成の立場から討論といたします。

川島議員がこういう折り込みを最近出したばかりです。これを見ても何だか自分をカバーして、

町が悪いように思えるような書き方がしてある。非常にこれは、私にとっては腹立たしいことである。税金というものは、やはり国民の義務であります。ちょっと眼鏡が母ちゃんのを借りてきたから、見えないのだ。いや、きのう病院に行って忘れてきてしまったのだから、ちょっとあったのを持ってきたのですけれども。義務なので、これは当然払わなくてはならないというのが本来の姿であろうと私は思います。それを滞納していて、おれはいいのだと、行政が指導が悪いのだというのは少しおかしいのではないのかな。会社をやめて厚生年金から国民年金に変わるときには、自分から町へ来て、それで届け出をしなければ町は当然わからないと。一々町の職員が、「あんたは会社行ってたけども、やめたんかい、それとも行ってるんかい」、一々聞いて歩くわけにはいかない。当然自分から申告して初めて国民健康保険手帳が交付されるわけでございます。それを何というか、このチラシで見ると、誠に行政が悪いような書き方がしてある。確かに三役が主導したのか、あるいは職員が何か手落ちがあったのか、それは私もわかりません。しかし、滞納したことに対しては、住民の皆さんに対して、また議員の各位の皆さんに対しても川島君は謝るべきであるというのが本音ではないかと。このチラシには、住民には悪いことしましたと謝りが出ているけれども、議員には何の言葉もない。非常に長年やっていると、議員をばかにしてもいいのかなというふうに感じます。どうか我々も本当に困って30代はうどん1把で親子4人で過ごした晩もあります。それでも何とかやりくりをし、あるいは借金もして税金は納めてきました。それは、やはり町がよくなるために我々は税金を払っている。従って、町長初め各職員もその税金で生活をしているわけです。私たちもその税金で報酬もらってやっているわけでありまして。我々は、皆さんの住民の代表者であるのですから、住民はもちろん、行政に対しても目を光らし、よき町をつくるために税金を払い、町が間違っているところがあれば、それを指摘してやっていくのが議員の活動であろうと思います。そういう面におきまして、どうか、きょうは大変傍聴者も来ておりますけれども、汗水流し大変な苦労しながら働いた金を税金を納めていただいております。心からありがたく思っております。どうぞ今後も税金に対しては、そのようなことでぜひ行政で使っていただきたい。行政も無理のない税金を出すように努力してもらいたいと思います。

このくらいで賛成討論といたしますが、議員の皆さん、名前が出ていなくも、細田さんが言ったとおり、どうかこの滞納についての協力はひとつお願いしたいと思います。

賛成討論終わります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

この採決は挙手により行います。この動議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、川島総務常任委員長に対する議員辞職勧告決議案の動議は可決されました。
暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時33分）

再 開 （午前10時34分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

以上で今定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（小沢惣一君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 平成19年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本年もいよいよ押し迫りまして、本日をもって納めの議会となりましたが、議員各位におかれましては去る7日から本日までの8日間、師走の何かとご多用の中にもかかわらず、終始ご熱心にご審議賜りまして、千代田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を初め、ご提案申し上げました全議案ともご決定いただき、心からお礼申し上げる次第でございます。

さて、日本の経済の景気拡大は足元でも持続しているものの、地方自治体を取り巻く行財政環境は依然として厳しい状況でございます。

このような中で、本町におきましても平成20年度の予算編成に取り組んでいるわけですが、引き続き自主自立に向けた行財政運営の確立を図るため、第四次総合計画を基本に、自然とふれあう元気でやさしいまちづくりに向けて一層邁進してまいり所存でございます。今後とも、町民生活の向上のため、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、1年を振り返ってみますと、国外では相変わらず爆弾テロ等で多数の人たちが犠牲となっております。国内に目を向けますと、耐震疑惑に続き、北海道ブランドの「白い恋人」を初め多くの食品疑惑が毎日のように報道された年でもあったかなと思います。また、群馬県4人目の福田内閣総理大臣が誕生いたしましたのは、県民にとって喜びとするところでございます。

なお、会期中議員各位に賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重いたしまして、今後の行財政運営を図ってまいり所存でございます。

終わりになりますが、いよいよ寒さも厳しくなっておりますので、議員各位におかれましては体に十分留意されまして、ご多幸な新年を迎えられますよう心からお願い申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。長時間にわたりまして大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

た。

○閉会の宣告

○議長（小沢惣一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る7日から本日までの8日間にわたり、平成19年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、議員各位には終始ご熱心にご審議賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も残すところわずかになりましたが、この1年間振り返ってみますと、国内外では地球温暖化が騒がれる中、地震や津波など自然災害が発生し、数多くの被害を引き起こした年でもありました。国内では耐震偽装や食品偽装が相次ぎ、世間を騒がしております。しかし、群馬県選出の福田内閣誕生や東毛の知事誕生など喜ばしいこともありました。

本町におきましては、昨年に引き続き自主自立による行財政運営の年であり、財政危機突破計画による財政の見直しで経費の削減や節約を行っており、議会といたしましても、先ほど議員定数を更に2名削減し、次回選挙から12名と決定いたしました。

来年は、千代田町においては、町長、議員選挙があり、何かと慌ただしいと思いますが、本町にとってすばらしい年であることを期待せずにはられません。

これから町当局におかれましては、新年度予算編成等、大変忙しい時期になりますが、ぜひ自然とふれあう元気でやさしいまちづくり実現に向けて、引き続き頑張ってもらいたいと願うものであります。

終わりに臨み、今会期中に議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただき、行政の執行に十分反映されますようお願い申し上げますとともに、寒さ厳しくなる折、身体には十分ご自愛され、町執行部並びに議員各位のますますのご健勝をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時40分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成20年 月 日

千代田町議会議長 小 沢 惣 一

署名議員 細 田 芳 雄

署名議員 黒 澤 兵 司